

認知症対応型共同生活介護サービス重要事項説明書

様が利用しようと考えている認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。わからないことや、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問して下さい。

この「重要事項説明書」は、厚生労働省基準省令「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」のうちの「第5章 認知症対応型共同生活介護」及び基準第108号による他の章からの準用規定に基づき、サービス利用の契約締結に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

1 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者

事業者名称	社会福祉法人 勝 寿 会
代表者氏名	理事長 庄 野 光 昭
法人所在地 (連絡先)	徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番地の1 電 話 0885-42-3700 FAX 0885-42-3968

2 利用者へのサービス提供を担当する事業所

(1) 事業の目的と運営方針

・事業の目的

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて、安心と尊厳のある生活を営むため必要な日常生活上の世話や日常生活の中での機能訓練などを行い、利用者が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる生活の場となることを目的としています。

・運営方針

1. 職員は、法の基本理念である人権を尊重し、敬愛、奉仕の精神に徹して資質の向上に努める。
2. 生活援助は「和」を基調とし、話し合い、信じ合い、助け合いを実践して「生活の場」づくりに努める。
3. 利用者の援助あるいは介護に止まらず、地域住民にサービスを提供することに努め、老人福祉に寄与する。

(2) 事業所の所在地等

事業所名称	あゆの里
介護保険指定事業者番号	3671000010
事業所所在地 (連絡先)	徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番地の1 電 話 0885-42-3700 FAX 0885-42-3968
交通の便	徳島バス勝浦線 勝浦病院前 下車徒歩2分
開設年月日	平成12年10月1日 (ユニット1) 平成24年 1月1日 (ユニット2)
ユニット数と利用定員	2ユニット、18名
グループホームの併設施設	特別養護老人ホーム喜楽苑
事業所の通常の事業実施地域	勝浦町

(3) 建物の概要

都市計画法上の用途地域	なし
建物形態	併設型
建物構造	鉄筋鉄骨造2階建の2階部分
広さ	ユニット1ー敷地面積2929.44㎡ 延床面積239.8㎡ 1室あたりの居室面積13.5㎡(全室同じ) ユニット2ー敷地面積5441.32㎡ 延床面積381.41㎡ 1室あたりの居室面積14.39㎡(全室同じ)
二人部屋の有無	無

(4) 営業日及び施設の内容

- ・営業日 年間通じて無休
- ・施設の内容 個室18室(定員1名、整理タンスを備えています)
台所、食堂、浴室、便所
冷暖房完備、バリアフリーになっています
- ・家族会等の有無 有
- ・面会時間の設定 無

(5) 事業所の職員体制(令和3年4月1日現在)

- ・事業所の管理者 岸 敏子(特別養護老人ホーム喜楽苑施設長兼務)
資格(介護福祉士、介護支援専門員)
認知症介護実践者研修 平成21年3月受講済
認知症介護実践リーダー研修 平成23年1月受講済
認知症対応型サービス事業管理者研修 平成26年7月受講済

- ・計画作成担当者 上山 幸
資格(介護福祉士、介護支援専門員)
認知症介護実践者研修 平成26年7月受講済

村田 美奈子
資格(介護福祉士)
認知症介護実践者研修 平成29年2月受講済
認知症介護実践リーダー研修 令和3年10月受講済

- ・事業所の従業者 介護職員 常勤専従 12名、非常勤専従 3名、
看護職員 非常勤専従 1名
資格 介護福祉士12名、看護師1名
介護職員の実勤務時間数合計 4週あたり2224時間(A)
常勤の従事者の勤務すべき時間数 4週あたり 160時間(B)
常勤換算((A)/(B)) (2224)/(160) = (13.9)

3 提供するサービスの内容と料金及び利用料について

- ・提供するサービス 入浴、排泄、食事、着替え等の介助など日常生活上での世話、日常生活の中での機能訓練、相談、援助
- ・サービス利用料金（1日あたり）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

① 認知症対応型共同生活介護費

	サービス利用料金 100%	サービス利用に係る 自己負担額1割	サービス利用に係る 自己負担額2割	サービス利用に係る 自己負担額3割
要支援2	7,490円	749円	1,498円	2,247円
要介護1	7,530円	753円	1,506円	2,259円
要介護2	7,880円	788円	1,576円	2,364円
要介護3	8,120円	812円	1,624円	2,436円
要介護4	8,280円	828円	1,656円	2,484円
要介護5	8,450円	845円	1,690円	2,535円

② 医療連携体制加算Ⅰ（ハ）

	サービス利用料金 100%	サービス利用に係る 自己負担額1割	サービス利用に係る 自己負担額2割	サービス利用に係る 自己負担額3割
1日	370円	37円	74円	111円

③ 協力医療機関連携加算

	サービス利用料金 100%	サービス利用に係る 自己負担額1割	サービス利用に係る 自己負担額2割	サービス利用に係る 自己負担額3割
1月	1000円	100円	200円	300円

④ サービス提供体制強化加算Ⅰ

	サービス利用料金 100%	サービス利用に係る 自己負担額1割	サービス利用に係る 自己負担額2割	サービス利用に係る 自己負担額3割
1日	220円	22円	44円	66円

⑤初期加算

入居した日から起算して30日の期間加算されます。

	サービス利用料金	サービス利用に係る自己負担額1割	サービス利用に係る自己負担額2割	サービス利用に係る自己負担額3割
1日	300円	30円	60円	90円

⑥退去時相談援助加算

利用者が退居し、その居宅においてサービス等を利用する場合、相談援助を行い、かつ、必要な手続き等をした場合に、利用者1人につき1回を限度とします。

	サービス利用料金	サービス利用に係る自己負担額1割	サービス利用に係る自己負担額2割	サービス利用に係る自己負担額3割
1回	4,000円	400円	800円	1,200円

⑦退去時情報提供加算

利用者が退去し、医療機関に入院する場合、必要な事項を記載し交付した場合に、利用者1人につき1回を限度とします。同一月に再度入院する場合は算定できません。

	サービス利用料金	サービス利用に係る自己負担額1割	サービス利用に係る自己負担額2割	サービス利用に係る自己負担額3割
1回	2,500円	250円	500円	750円

⑧入院時費用

利用者が入院となり入院後3ヶ月以内に退院が見込まれている場合、利用者や家族の希望を考慮し退院後再入居の受け入れ体制を整えている場合に1月につき6日を限度とします。

	サービス利用料金	サービス利用に係る自己負担額1割	サービス利用に係る自己負担額2割	サービス利用に係る自己負担額3割
1日	2,460円	246円	492円	738円

⑨認知症専門ケア加算Ⅰ

認知症介護に係る専門的研修を終了している者を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合。

(Ⅰ)「認知症介護実践リーダー研修」修了者を配置

	サービス利用料金	サービス利用に係る自己負担額1割	サービス利用に係る自己負担額2割	サービス利用に係る自己負担額3割
1日	30円	3円	6円	9円

⑩口腔衛生管理体制加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月１回以上行っている場合。

	サービス利用料金	サービス利用に係る 自己負担額 １割	サービス利用に係る 自己負担額 ２割	サービス利用に係る 自己負担額 ３割
１月	３００円	３０円	６０円	９０円

⑪口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ

利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、口腔の健康状態に関する情報を当該利用者を担当する計画作成担当者（介護支援専門員）に提供した場合。

利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む）を当該利用者を担当する計画作成担当者（介護支援専門員）に提供した場合。

６か月ごとに１回とします。

	サービス利用料金	サービス利用に係る 自己負担額 １割	サービス利用に係る 自己負担額 ２割	サービス利用に係る 自己負担額 ３割
１回	２００円	２０円	４０円	６０円

⑫科学的介護推進体制加算

利用者毎の ADL 値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出していること。必要に応じて介護計画を見直すなど必要な情報を有効に活用していること。

	サービス利用料金	サービス利用に係る 自己負担額 １割	サービス利用に係る 自己負担額 ２割	サービス利用に係る 自己負担額 ３割
１月	４００円	４０円	８０円	１２０円

⑬介護職員処遇改善加算Ⅰ

総費用の １８６／１０００ が加算され、負担割合に応じた額をご負担頂きます。

⑭その他の費用

家賃 １，３００円（１日あたり）

食費 １，３００円（１日あたり）

保証金（入居時一時金） 無

４ 利用料及びその他の費用の請求と支払方法について

事業者は、利用料金等を１ヶ月ごとに計算し、これを翌月２０日までに事業者の指定する方法（通帳自動引き落とし原則）により支払ってください。

お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので必ず保管をお願いします。

利用料、その他の費用の支払いについて、支払期日から3ヶ月滞納がある場合、契約を解除した上で未払分をお支払いいただき退去していただきます。

5 入退所に当たっての条件

・入居に当たっての条件

- (1) 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること。
- (2) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (3) 自傷他害の恐れがないこと。
- (4) 常時医療機関において治療する必要があること。
- (5) 事業者の運営方針に賛同できること。

・退去に当たっての条件

- (1) 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援1と認定された場合。
- (2) 利用者が死亡した場合。
- (3) 利用者または契約者が契約の解除を通告し、予告期間が満了した日。
- (4) 事業者が契約の解除を通告し、予告期間を満了した日。
- (5) 利用者が病気の治療その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受入が可能となったとき。ただし、利用者が長期にグループホームを離れる場合でも、利用者または契約者と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは、契約を継続することができます。
- (6) 利用者が他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設の側で受入が可能となったとき。
- (7) 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、契約終了の翌日を起算日として5年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

・利用者または契約者および家族に関する秘密の保持について

事業者および事業者の従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者または契約者および家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

・個人情報の保護について

事業者は、利用者または契約者あるいは家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者、契約者、家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者または契約者また家族に関する個人情報が含まれる記録物については善良な管理者による細心の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

・複写物の提供

利用者または契約者あるいは家族は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。利用料金：1枚につき 10円

7 緊急時の対応方法について

利用者の病状の急変など緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、あらかじめ指定する連絡先にも連絡し、場合によっては事業所の協力病院等に救急治療、あるいは救急入院などの必要な措置を講じます。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関の名称	国民健康保険 勝浦病院
	所在地	勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑 1 3 番地 2
	電話番号	0 8 8 5 - 4 2 - 2 5 5 5
家族等	緊急連絡先	(氏名)
	住所	
	電話番号	

協力医療機関

医療機関の名称	国民健康保険 勝浦病院
所在地	徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑 1 3 番地 2
診療科	内科、外科、整形外科

医療機関の名称	医療法人 第一病院
所在地	徳島県徳島市新浜本町一丁目 7 - 1 0
診療科	精神科、神経科、心療内科、内科

協力歯科医療機関

医療機関の名称	ちよがまる歯科
所在地	徳島県徳島市大原町千代ヶ丸 7 3 - 1

連携する介護保険施設

名称	特別養護老人ホーム喜楽苑
所在地	徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国 1 3 番地の 1

- 8 事故発生時の対応方法について
 家族・市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。
 サービス提供中による賠償すべき事故の発生に備え、賠償補償共済制度等にあらかじめ加入しております。
 速やかに事故発生について原因を究明し再発防止策等必要な措置を講ずる。また、利用者及び利用者家族に対しその内容について説明します。
- 9 サービス提供に関する相談、苦情について
 認知症対応型共同生活介護サービスに関する相談、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

あゆの里 担当者 村田 美奈子	所在地 〒771-4306 勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番地の1 電話番号 0885-42-3700 受付時間 毎日 8:30～17:30
勝浦町役場福祉課	所在地 〒771-4305 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3 電話番号 0885-42-1502 受付時間 月～金 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 〒771-0135 徳島市川内町平石字若松78-1 苦情受付専用ダイヤル088-665-7205 受付時間 月～金 9:00～17:00

- 10 個人情報について（契約書第18条）
 関係諸機関との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を得た上で、契約者及び利用者等の個人情報を用いることがあります。

個人情報等の使用に ☐ 同意します ・ ☐ 同意しません

11 重要事項説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

上記内容について利用者に説明を行いました。

- 事業者
 所在地 勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番地の1
 法人名 社会福祉法人 勝 寿 会
 代表者名 理事長 庄 野 光 昭
 事業所名 あゆの里
 説明者氏名

この重要事項説明書の内容について、説明を事業者から確かに受けました。

- 利用者
 住所 勝浦郡勝浦町大字
 氏名
- 契約者
 住所
 氏名